路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	静岡市清水区宍原字池ヶ谷六三六番二から同市清水区宍原字小坂入二九五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十四日

○中部地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	静岡県駿東郡小山町須走字精進川三三八番四四から同町須走字精進川三三八番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十三日十二時

○中部地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十九号	富士市厚原字八笠一八六三番四から同市久沢字浅ヶ久保一〇六七番五まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十四日

○中部地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十四号	浜松市北区引佐町四方浄字金山ブロウ六四番一六から同市北区引佐町東黒田字桑田二六三番三まで	中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十四日

○中国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区楢津字道下六五二番四まで	前	B　七・三〇～一一・〇〇	七・二四六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二三・〇〇～八五・〇〇 B　七・三〇～一一・〇〇 二三・〇〇～八五・〇〇	五・五九五 七・二四六 五・五九五	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区西崎本町七二五番五から同市北区岩井一丁目一一九五番地先官有無番地まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十五日

○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号、百七十九号及び四百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
津山市伏見町五〇番二から同市伏見町五〇番三まで	前	八・五〇～三〇・五〇	一二・五二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二〇・二〇～三四・八〇 二〇・二〇～三四・八〇	〇・一五九 〇・一五九	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
西条市飯岡字八幡原一二一五番二から同市小松町新屋敷字西町裏五二六番一まで	前	B　八・五〇～三〇・五〇	一二・五二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二四・三〇～一三五・四〇 B　八・五〇～四四・〇〇 二四・三〇～一三五・四〇	三・七五〇 〇・二・五二〇 三・七五〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
四万十市右山字櫻内二〇〇九番四から宿毛市平田町戸内字森ヶ池一八五五番	前	A　七・一〇～一一・〇〇 B・C　一〇・三〇～二五一・六五	一五・一六四 一五・三〇四	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　七・一〇～一一・〇〇 B・C　一〇・三〇～二五一・六五	一五・一六四 一五・三〇四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所